

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 臼井 俊一 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「新大阪引上げ線での検修作業及び清掃整備作業」に関する申し入れ

2022年3月のJ Rのダイヤ改正以降、関西新幹線サービック新大阪第一事業所検修作業と新大阪第二事業所ホーム検査は「効率化とコストパフォーマンスを目的」と称して、J R 東海の大阪第二運輸所に直轄化された。

関西新幹線サービック新大阪第一事業所では、新幹線車両の清掃整備作業を主に3,4番線での12分作業により実施している（12分小A作業。実作業は9分しかない）中、J Rに直轄化された検修作業との競合作業によって安全確保における多くの問題が発生している。

よって、以下のように申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定し、開催すること。

記

1. 事前申告として伝達されている検修作業について

- ①事前申告として伝達されている検修作業に関して、清掃整備作業が始まって速やかに検修作業に取り掛かれない理由を明らかにすること。
- ②検修作業の着手が遅いため、清掃整備作業が競合作業によって中断せざるを得ず、残り時間のない中で清掃整備作業に支障をきたしている。労働災害防止の観点から12分小A作業には、問題があると考え。会社の見解を明らかにすること。
- ③検修作業において、事前に「申告」として伝達されている作業については、早目に当該個所でスタンバイし、迅速に作業に着手するように指導すること。
- ④検修作業において、申告作業が終了しても「作業終了したのか。してないのか。」検修作業員から報告がない為、整備作業の時間が減少することがある。また、継続等で作業をしない場合（使用停止等）は、担当作業者に迅速に報告すること。

2. 清掃整備作業中に発見した不具合について

- ①トイレ洗面所などの嘔吐等による物詰まりによる不具合は、作業番線担当者のマネージャー（リーダー）に無線で連絡し、その後、サービック当直からJ R 検修当直に報告される。報告した際に、トイレのつまりによる使用可否の確認や発見したトイレ水漏れの際の使用可否やシーリング外れの左右の確認等など、不具合状態を作業担当者

に問い合わせをしている。清掃整備作業が短時間の中で、対応する余裕はない。したがって、不具合個所の状態確認は、JR 検修当直が責任を持って現場で確認し判断すること。

- ②テーブルストッパーやシーリング、蛍光灯等の不具合を報告しても速やかに検修作業に着手せず、修理なのか、継続なのかがわからない時がある。マネージャー（リーダー）が尋ねて初めて継続の報告が来る時がある。継続等で作業をしない場合（使用停止等）は、担当作業者に迅速に報告すること。

3. 検修作業の訓練実施について

清掃整備作業を12分小A作業で実施されている中、テーブルストッパー交換などの訓練をすると、その箇所は作業ができない。また、作業終了ギリギリまで訓練をするとその座席と前後は整備作業ができない状態で慌てて作業せざるを得ない。したがって、検修作業の訓練実施は整備なしで長い間止まっている列車で訓練の実施をすること。

4. 検修作業終了後の当該号車からの退出について

検修作業者が、清掃整備作業の相互確認時、ギリギリに作業が終了して、側引戸から出ることがある。慌てて出てきて側引戸に挟まれる可能性があり大変危険である。したがって、相互確認時前には、必ず車内から出ているようにすること。

5. 検修作業が大阪第二運輸所に直轄化される以前、JRからの出向者によって検修作業が実施されていた時には発生しなかった様々な問題が、検修作業の直轄化後において、安全作業の確保に支障をきたしていると考えられる。会社の見解を明らかにすること。

6. 大阪第二運輸所の検修作業担当者と関西新幹線サービックの清掃整備作業係員による安全確保のための「コミュニケーション」が万全とは言い難い状況なのは明らかである。よって、大阪第二運輸所の検修作業を再度、関西新幹線サービックへ業務委託すること。

7. 新大阪引上げ線における、清掃作業時間については検修作業係員及び清掃整備作業係員の安全確保の為、余裕ある作業時間に設定すること。

以上